

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道札幌市清田区清田一条一丁目7番23号

氏 名 株式会社もっかいトラスト
代表取締役 長谷川 裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 1 1 月 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 1 0 月 1 7 日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
変更許可年月日：平成30年10月23日 中間処理の区分の追加（圧縮）
許可証書換年月日：平成31年4月4日 商号の変更および破碎施設の休止による
更新許可年月日：令和3年11月4日 許可証書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

(別表 1)

種類	施設の区分	中間処理 (破碎)		中間処理 (圧縮)	
		取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻		×		×	
汚泥		×		×	
廃油		×		×	
廃酸		×		×	
廃アルカリ		×		×	
廃プラスチック類		○	休止中	○	
紙くず		×		×	
木くず		×		×	
繊維くず		×		×	
動植物性残さ		×		×	
動物系固形不要物		×		×	
ゴムくず		×		×	
金属くず		×		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※		×		×	
鋳さい		×		×	
がれき類		×		×	
動物のふん尿		×		×	
動物の死体		×		×	
ばいじん		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×		×	
自動車等破碎物		×		×	
石綿含有産業廃棄物		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物		×		×	
水銀含有ばいじん等		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
破碎施設	秋田市土崎港穀保町130番地1	平成28年3月30日	9.6 t/日 1.2 t/時 8時間/日	平成28年3月9日	秋田市産施 第68号	休止中
圧縮施設	秋田市土崎港穀保町130番地1	平成30年6月4日	64 t/日 8 t/時 8時間/日	—	—	—